

平成31年第2回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成31年2月28日(木)	13時30分 開会 14時00分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治		8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行		12 中原 修
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
17 如澤 寿生	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
7 友澤 勇司 11 山口 一行 24 島田 宗央			
6. 事務局			
事務局長 松井 薫 主幹 宮本 則幸			
農地係主任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から平成31年第2回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、14番 秋葉委員、15番 松浦委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成31年1月25日に開催されました平成31年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>1月28日(月)、札幌市におきまして、全道農業者年金研究会が開催され、これに会長外各委員が出席しております。</p> <p>1月29日(火)、札幌市におきまして、平成30年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、これに会長外各委員が出席しております。</p> <p>2月12日(火)、北見市留辺蘂町におきまして、平成30年度三地区合同農業委員会会長・事務局長研修会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>2月20日(水)、湧別町農協本所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに友澤委員、松橋委員、中原委員、本間委員が出席しております。</p> <p>本日、平成31年第2回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p>

事務局	以上、活動状況の報告と致します。
議 長	日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書2ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地の転用による権利の設定の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、北海道農業会議に意見の聴取をするものであります。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会に1件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容の説明をします。議案書3ページをご覧下さい。 譲渡人が錦町、●●●●さん。譲受人が錦町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、錦町●●番●で面積は1,162㎡です。転用目的は、住宅建設のための永久転用であり、権利の種類は所有権移転、事業費は31,000千円で、転用理由は、住宅建設を行うものでございまして、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書6ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第18条第1項</p>

事務局

第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において10件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は6,446㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年3月1日から平成33年3月1日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●ほか計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は48,234㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から平成33年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内ほか計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は24,395㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年5月1日から平成31年4月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、東、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は15,605㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年5月1日から平成31年4月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借

事務局

人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●ほか計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は69,239㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成20年12月25日から平成30年12月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をした者、苫小牧市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内ほか計10筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は87,646㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年2月28日から平成33年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は31,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年7月1日から平成31年6月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内ほか計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は22,043㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年7月1日から平成31年6月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年2月20日に合意解約に達したものでございます。

事務局	<p>(別冊資料 8 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の 8 ページをご覧ください。</p> <p>番号 9 番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、曙町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●ほか計 5 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 5 6, 1 9 7 m²、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 3 0 年 2 月 2 7 日から平成 3 4 年 1 月 3 0 日までの 5 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成 3 1 年 2 月 2 0 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 9 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 1 0 番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、信部内、●●●●さんです。設定に係る土地の所在は信部内●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 1 7, 9 9 1 m²、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 2 8 年 4 月 2 5 日から平成 3 2 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成 3 1 年 2 月 2 0 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 1 0 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	議案書の 9 ページをご覧ください。議案第 3 号、農業経営基盤強化促

事務局

進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が8件、賃借権が14件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の10ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●ほか計7筆で合計面積は69,239㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、平成31年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,923,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、苫小牧市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は6,657㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、平成31年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、500,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●ほか計2筆で合計面積は53,543㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、平成31年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,818,000円でございます。

事務局

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

続きまして番号 4 番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は 20,000 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 31 年 2 月 28 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 31 年 5 月 31 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,800,000 円でございます。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

続きまして番号 5 番、所有権の移転をする者は、苫小牧市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●ほか計 8 筆で合計面積は、46,776 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 31 年 2 月 28 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 31 年 5 月 31 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,209,000 円でございます。

(別冊資料 7 ページにより位置説明)

続きまして番号 6 番、所有権の移転をする者は、栄町、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は 37,999 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 31 年 2 月 28 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 31 年 5 月 31 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,543,000 円でございます。

(別冊資料 11 ページにより位置説明)

続きまして番号 7 番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、曙町、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●ほか計 5 筆で合計面積は 56,197 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 31 年 2 月 28 日で、対価

事務局

の支払い時期につきましては、平成31年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,619,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●で面積は17,991㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、平成31年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,439,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして、議案書12ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●ほか計4筆で合計面積は9,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成40年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は63,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は5,956㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成40年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は41,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さん

事務局

でございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内ほか計3筆で合計面積は12,563.56㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●ほか計2筆で合計面積は4,262㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成40年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は25,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、置戸町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の中で面積は4,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は16,358㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成40年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は65,000円でございます。

事務局

(別冊資料 17 ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●ほかに計9筆で合計面積は36,640㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成33年12月31日までの3年間となっており、賃貸価格は173,000円でございます。

(別冊資料 18 ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号8番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計7筆で合計面積は74,006㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は345,000円でございます。

(別冊資料 19 ページにより位置説明)

続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内ほかに計2筆で合計面積は23,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料 20 ページにより位置説明)

続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は4,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平

事務局

成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は18,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●ほかに計4筆で合計面積は48,234㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は192,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号12番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内ほかに計3筆で合計面積は24,395㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は121,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号13番、利用権の設定をする者は、東、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は15,605㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は70,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号14番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内ほかに計4筆で合計面積は42,947㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年2月28日から平

事務局	<p>成 3 5 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間となっており、賃貸価格は 2 4 0, 0 0 0 円でございます。 (別冊資料 2 1 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、議案第 3 号の質疑を行います。 先に 1 2 ページ 3 番の質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、2 0 番 渡辺委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(渡辺委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから 1 2 ページ 3 番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>2 0 番 渡辺委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(渡辺委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、議案第 3 号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第 3 号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、平成31年第2回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員

